

**国際交流基金 後援名義使用承認申請要領**

国際交流基金(ジャパンファウンデーション)は、国際相互理解または国際友好親善の促進に資する優良な事業に対し、名義の使用を承認して支援します。

1. 対象事業の種類：次のような事業が対象となります。
  - (1)公演、展覧会、映画会、講演会、会議、セミナー、コンクール等の催し
  - (2)人物交流事業
  - (3)資料の作成・発行
  - (4)その他の国際文化交流事業対象事業の条件：次の条件をすべて満たしてはなりません。
  - (1)国際相互理解又は国際友好親善の促進に資すると認められること。
  - (2)実現可能な適切な計画であること。
  - (3)営利目的でないこと。
  - (4)宗教的、政治的目的を有するものでないこと。
  - (5)公の秩序を乱すものでないこと。
2. 申請者：申請者は、申請する事業の主催者であり、次のいずれかに該当するものとします。
  - (1)国もしくは地方自治体の機関、または、その他の政府関係機関
  - (2)在日外国公館
  - (3)公益法人
  - (4)その他の団体等で社会的および財政的にその存在・基礎が明確で、社会的信頼性と事業遂行能力が十分であると判断されるもの(個人を含む)。
3. 国際交流基金名義の種類
  - (1)「国際交流基金」
  - (2)「国際交流基金日本語国際センター」
  - (3)「国際交流基金関西国際センター」
  - (4)「国際交流基金京都支部」
  - (5)「国際交流基金海外事務所」※ (1)～(4)の名義については、原則として日本国内に所在する者からの申請のみ受け付けます。
4. 後援等の種類
  - (1)後援
  - (2)協力
  - (3)その他
5. 名義の使用を承認された申請者の義務  
名義の使用を承認された場合、申請者には主として次のことが義務づけられます。
  - (1)使用を承認された名義を、適正な表示をもって広報すること。
  - (2)事業終了後、その結果を速やかに報告すること。
  - (3)事業内容に変更が生じた場合、中止になった場合には、速やかに通知すること。
6. 申請手続
  - (1)申請者は、「国際交流基金後援名義使用承認申請書」に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに、国際交流基金内で同種の事業を担当している部署宛てに提出してください。
  - (2)申請書は当該事業の開始予定日の4週間前までにご提出下さい。
  - (3)申請内容によっては、追加資料の提出を求められることがあります。
  - (4)申請書提出先より後援名義付与の承認・不承認の連絡があり、承認の場合は追ってロゴのデータ等をお送り致します。